

「令和6年能登半島地震」にかかる見舞金 および共済給付金のお支払いについて

UAゼンセンはこのたびの能登半島地震で被災された組合員の皆さんに対し、見舞金制度やUAゼンセン共済

について万全の給付体制で支援をしています。もれのないように申請してください。

UAゼンセン見舞金制度

☆UAゼンセンでは相互扶助の精神から独自に見舞金制度を設けています。加入している組合を対象に見舞金を給付します。

- ◆死亡（会員、配偶者、家族） ◆休業（病気、負傷）
 - ◆住宅被災（全焼・半焼、全損・半損、流失・床上浸水）
- 見舞金制度規則にもとづき給付します。規則上、書類・証明書等の提出は事由発生後90日以内とありますが、今回は状況を勘案し、基準を緩和し給付します。※詳細は組合もしくはUAゼンセン生活応援事務局（☎03-3288-3562）へ。

UAゼンセン共済給付金の対応

住宅あんしん共済（個人型・団体型）

- ◆地震による住宅損壊 ◆地震による住宅火災
- ◆生命共済見舞金

※自然災害特約に未加入の場合でも、上記の被災について、共済金または修繕金を給付します。

生命共済（個人型）

- ◆死亡共済金 ◆重度障害共済金

※規定の削減条項を適用せず、給付します。

グループ生命共済（団体型）

- ◆死亡共済金

※規定の削減条項を適用せず、給付します。

介護共済（個人型・団体型）

- ◆死亡給付金

医療共済（個人型）

- ◆入院給付金 ◆手術給付金
- ◆死亡・高度障害給付金 ◆休業保障特約

※地震、噴火またはこれらによる津波を原因とした病気またはケガは対象外ですが、引受保険会社による特別措置として給付します。

ゆうゆうライフ共済（個人型）

- ◆死亡・後遺障害給付金 ◆入院給付金
- ◆手術給付金 ◆通院給付金

※「傷害天災保障ありタイプ」加入者のみ規定にもとづき給付します。

大型共済（団体型）※旧JSD加盟組合

- ◆死亡弔慰金 ◆高度障害見舞金
- ◆災害見舞金

※規定では天変地変が原因の災害は対象外ですが、給付します。

給与保障共済（団体型）

- ◆給付金

※規定にもとづき給付します。個人型は給付対象外です。

※傷害・賠償共済は給付対象外です。

※所属組合が団体型に加入しているかどうか、また給付手続きなど詳細については所属組合にお問い合わせください。

<担当>UAゼンセン共済事務局（☎03-3288-3533）。

困ったことや悩みは、まず相談を

こころとからだの健康相談

UAゼンセンは、組合員本人を対象にメンタルヘルス、日々のからだの悩みに対応する相談窓口「こころとからだの健康相談」を開設しています。専門家によるきめ細かいサポートを受けることができますのでお気軽にご相談ください。

こころの健康相談

臨床心理士による
高度なサービス！

カウンセリング予約はメールから！

スマートフォン対応

カウンセリング予約・メール相談

<https://tms-soudan.com/uazensen/>

予約・メール相談：24時間365日受付

からだの健康相談

看護師や薬剤師、
管理栄養士などが対応！

フリーダイヤル **0120-783-186**

受付時間：24時間365日

なんでも相談ダイヤル

職場や家庭で悩んでいることはありませんか。経験豊かなアドバイザー（OB）があなたに寄り添って相談をお聞きします。お気軽にご相談ください。相談対象はUAゼンセン加盟組合の組合員、OB・OGおよびそのご家族が対象となります。

フリーダイヤル **0120-717-671**

相談時間 ▶ 月曜日 13時～19時 火曜日～金曜日 11時～17時

※土・日・祝、UAゼンセンの休日は休み

金曜日は、
金融に関わる
各種ご相談も
受けています。

「ろうきん」の能登半島地震にか かる支援について

今般の「令和6年能登半島地震」に伴い、全国13の「ろうきん」では、被災された会員組合員への生活支援の観点から、業態統一の「災害救援ローン（無担保）」などの支援の取り扱いを開始しました。

1. 災害救援ローン（無担保）の内容

項目	内容
対象者	能登半島地震で被害を受けた方および3親等以内の親族の方（※）
資金用途	①生活資金、②住宅資金
融資金利	年1.00%（固定金利、保証料込）
取扱期間	2024年1月4日から2025年3月31日まで

※対象者、融資期間、融資限度額などの詳細は、お近くの「ろうきん」へご確認ください

（参考）災害救援ローンにかかる北陸・新潟ろうきんの取り扱い内容

<北陸ろうきん> <新潟ろうきん>



左のQRコードから内容をご覧いただけます。

2. その他

すでにお借り入れいただいている融資の返済条件の緩和（返済額の減免や元金据置など）や、通帳・印鑑紛失による預金の払い戻しなど、被災された方の状況に応じて柔軟に対応していますので、詳細はお近くの「ろうきん」にご相談ください。